公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第４３号
山形県鶴岡市新海町26番39号ハイツ金野102号室
債務者　富樫信一郎
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月27日まで　山形地方裁判所鶴岡支部

平成２７年（フ）第６１号
福島県会津若松市天神町31番37号　コーポ青柳301号、前住所福島県会津若松市城前７番10号　市営住宅　２棟11号
債務者　古澤　　淳
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月27日まで　福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２７年（フ）第６２号
新潟県妙高市田町２丁目８番２―12号
債務者　岡田　明夫
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月27日まで　新潟地方裁判所高田支部

平成２７年（フ）第２０号
静岡県富士市吉原５丁目１番１―704号　エンゼルハイム吉原
債務者　石川　奈緒
1　決定年月日時　平成27年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月27日まで　静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第１９９号
静岡県富士市天間1045番地の１市営住宅天間団地Ａ―304号
債務者　木ノ内晴彦
1　決定年月日時　平成27年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月27日まで　静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第６５号
岡山県苫田郡鏡野町吉原417番地１
債務者　岩崎みはる（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月27日まで　岡山地方裁判所津山支部

平成２７年（フ）第２００号
香川県高松市小村町287番地
債務者　前田　　聡
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月27日まで　高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第２０６号
長崎県西彼杵郡長与町三根郷55番地53
債務者　溝上　惠子
1　決定年月日時　平成27年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月27日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第５００号
仙台市青葉区みやぎ台４丁目25番12号
債務者　菅原加奈子
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第５２６号
宮城県多賀城市笠神３丁目５番１―209号
債務者　佐藤　節夫
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第５４４号
仙台市太白区袋原字堰場20番地の１　ピースヴィラ袋原南Ⅱ―201
債務者　洞口　清夏（旧姓遠藤）
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第５４６号
宮城県名取市美田園北17番地の１　市営美田園北団地Ａ棟109号、従前の住所宮城県名取市閖上６丁目21番21－２号　ジェルメＢ棟202号
債務者　齋　　年夫
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第５５２号
宮城県岩沼市館下２丁目４番５―107号
債務者　渡邊美保子
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第５７７号
仙台市太白区青山２丁目１番34号　スターツαＮＥＸＴ青山203
債務者　小仲　孝一
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第３５号
宮城県柴田郡大河原町字西桜町17番地14　チェリーコーポ108号
債務者　追木けい子
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで　仙台地方裁判所大河原支部

平成２７年（フ）第２２３号
茨城県小美玉市羽刈281番地24　川島住宅１号棟
債務者　平沢　真純（旧姓小田部）
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで　水戸地方裁判所